

達 示 7 号
平成20年3月12日

大阪拘置所長 井 上 慧

「大阪拘置所要注意者等処遇規程」の制定について
標記の規程を、次のように定め、即日施行する。

おって、平成19年3月22日付け達示第9号「大阪拘置所要注意者等処遇規程」
は廃止する。

大阪拘置所要注意者等処遇規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪拘置所に収容されている被収容者のうち、保安上及び処遇
上特に注意を要する者（以下「要注意者」という。）及び要注意者に指定するまでには
至らないものの、処遇上注意を要する者（以下「要視察者」という。）について、
その指定、処遇要領等を定め、保安事故の未然防止及び処遇の適正を図ることを目
的とする。

(区分)

第2条 要注意者及び要視察者（以下「要注意者等」という。）の指定は、次の区分
による。

なお、死刑確定者については、いずれの区分にも該当しない場合であっても、そ
の法的地位を勘案し、要視察者に指定する。

- (1) 逃走要注意者（要視察者）
- (2) 自殺要注意者（要視察者）
- (3) 暴行要注意者（要視察者）
- (4) 変調要注意者（要視察者）
- (5) 好訴性要注意者（要視察者）
- (6) その他の要注意者（要視察者）

(指定及び解除)

第3条 要注意者等の指定は、別紙1「要注意者等指定基準表」に基づき、当該被
収容者の処遇を担当する統括矯正処遇官が、視察表決裁を経て行う。

- 2 前条により、要注意者等として指定すべき事由が複数ある場合は、すべての事由
をもって指定する。
- 3 要注意者等の処遇を担当する統括矯正処遇官は、指定後においても指定継続又は
指定区分変更の必要性について、随時見直しを図るものとする。
- 4 要注意者等の指定を解除する場合の手続は、本条第1項に準じて行うものとする。

(要注意者名簿)

第4条 前条第1項及び第2項に基づき要注意者等に指定した者があるときは、処遇本部処遇係は、別紙2「要注意者等名簿」を作成する。

2 要注意者等名簿の管理方法等については、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）が別途、指示するものとする。

3 監督当直者は、「要注意者等名簿」により要注意者等を掌握し、自らも動静視察に努めなければならない。

（職員への周知徹底）

第5条 処遇首席は、要注意者等に指定した者について、別紙3「要注意者等処遇基準表」に基づく処遇要領等に係る指示を发出し、職員への周知徹底を図る。

なお、「要注意者等処遇基準表」により難い事由のあるときは、上記指示に具体的な処遇要領を明記するものとする。

また、その他の要注意者及び要視察者の処遇は、「要注意者等処遇基準表」を基にして個別に定めるものとする。

2 要注意者等の指定を解除又は変更した場合は、前項と同様とする。

3 死刑確定者の処遇については別途定めるところによる。

4 要注意者等に指定したときは、関係職員の注意を喚起するため、当該被収容者の居室扉に表示を行うとともに、小名札にも表示を行う。

なお、具体的な表示方法は、処遇首席が別途、指示するものとする。

（処遇基準）

第6条 要注意者等の動静視察は、特に厳重に行うとともに、指定した区分の特性を勘案の上、次項以下に定めるほか、「要注意者等処遇基準表」に基づいた処遇を行う。

2 居室備品、給貸与品及び自弁による物品等の使用制限、その他保安上、特別な処遇を必要とする場合は、視察表決裁を経て行う。

3 関係職員は、要注意者等の動静及び心情把握に努め、変化を認めたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

4 要注意者等の処遇は、処遇部門関係職員相互の引継ぎを確実に行うことはもとより、関係各課、各部門等との連絡を密にして行う。

第7条 要注意者等の処遇を担当する舎房の担当職員は、要注意者等の動静について、別紙4「要注意者・要視察者動静記録票」に記載する。

